



# 認可外保育施設をご利用（予定）のみなさまへ 保育料（利用料）無償化のしおり

令和5年9月1日時点

## 無償化の対象について

茨木市民で、認可外保育施設等（企業主導型保育事業所を除く）を利用されている方で、「**保育の必要性の認定**」を受けた**3歳児～5歳児**は月額37,000円、「**住民税非課税世帯**」かつ「**保育の必要性の認定**」を受けた**0歳～2歳児**は月額42,000円を上限に無償化の対象となります。

無償化の対象になるためには、「施設等利用給付認定」の「2号・3号」の申請を茨木市に提出する必要がありますので、次のフローに従い、申請が必要か確認し、保育幼稚園事業課へ必要書類を提出してください。

**なお、「2号・3号」の認定開始日は茨木市に申請書の提出があった日以降となるため、さかのぼって認定することはできません。また、認定事由の開始日（就労開始日等）が認定開始希望日より後の場合は、認定事由の開始日以降から認定開始となります。**

※保育所や認定こども園の保育部分の2号・3号認定（教育・保育給付2号・3号認定）とは制度が異なります。ご不明な点がございましたら、保育幼稚園事業課へお問い合わせください。

## どの認定の申請が必要ですか？

茨木市民ですか？



お住まいの市町村の担当課にお問い合わせください。

はい

子どもを家庭で保育することが困難な理由（保育の必要性）（※）はありますか？

※ 就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、求職活動、就学など（詳細は5・6ページを参照）



無償化対象外のため、  
申請は不要です。

はい

0歳～2歳児ですか？



施設等利用給付2号（3号）認定が申請できます。保育幼稚園事業課の窓口か、市ホームページより必要書類を受け取り、**保育の必要性を証明する書類と併せて申請してください。（詳細は6ページ）**

はい

住民税非課税世帯ですか？



無償化対象外のため、  
申請は不要です。

## 施設等利用給付認定とはなんですか？

無償化の対象となるために必要な認定です。次の認定区分に応じた申請が必要です。2号認定については、「保育の必要性があること」で対象となり、3号認定については「保育の必要性があること」に加え、「住民税非課税世帯の方」のみ対象となります。認可外保育施設等を利用していても、就労等の保育の必要性の要件がない場合は、無償化の対象とならないため、施設等利用給付認定を受けることができません。

※施設等利用給付の2号～3号認定は、以下**新2号～新3号**と呼びます。

認定区分	要件	保育の必要性	住民税要件
新2号認定 （子ども・子育て支援法 30条の4第1項第2号）	（3歳児～5歳児） 満3歳に達する日以後最初の 3月31日を経過した子どもで、 保育の必要性があるもの	あり	なし
新3号認定 （子ども・子育て支援法 30条の4第1項第3号）	（0歳児～2歳児） 満3歳に達する日以後最初の 3月31日までの子どもで、 保育の必要性があるもの	あり	<b>住民税 非課税世帯のみ</b>

## 月途中の入退園・転出入のときの注意点

- ・ 月途中の入退園や茨木市に転入される場合は、あらかじめ茨木市にその旨を届出してください。
- ・ 茨木市から転出するときは、**転出日の前日をもって認定を取り消します。**
- ・ **転出日以降の期間に対して茨木市から施設等利用費の支給は原則受けることができません。**  
(ただし、転出先の市町村との調整により、転出された月の月末まで茨木市から支給する場合があります。  
なお、卒園される月については茨木市より支給します。)
- ・ 転出日以降の期間については、**転出先の市町村に施設等利用給付認定の申請が必要を確認し、施設等利用費の支給を受けられるよう必ず手続きをしてください。**  
【例】8月10日に転出する場合、8月9日までは茨木市より、8月10日以降は転出先の市町村で施設等利用費の支給を行います。
- ・ 施設等利用費の支給額は、その月の転出日の前日までの日数及びその月の日数にもとづいて日割りします。

## 必ずご確認ください事項について

- ・ **新2号及び新3号認定の認定開始日は、茨木市に申請書の提出があった日以降となります。さかのぼって認定することはできませんので、ご注意ください。また、認定事由の開始日（就労開始日等）が認定開始希望日より後の場合、認定事由の開始日以降の認定開始となります。**
- ・ 申請後30日を経過しても保育の必要性の認定に必要な書類の提出がない場合は、申請を却下することがあります。
- ・ 育児休業中の場合は、原則新2号及び新3号認定の対象となりませんが、**育児休業に入る前から同一の認可外保育施設を利用している場合に限り、新2号または新3号認定の対象となります。**なお、認定期間は育児休業の対象児童が1歳の誕生日を迎えた時点までとなります。（1歳の誕生日を迎えた時点で、その児童が保育所等に入所できない場合は、最大、その児童が2歳の誕生日を迎えるまでが認定期間となります。）  
ただし、一時預かり事業、病児保育事業、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センター事業は、育児休業中は対象外となります。
- ・ **利用施設を変更される場合は、施設等利用給付認定申請書を再度ご提出いただく必要があります。**
- ・ 次のときは、保育幼稚園事業課に「茨木市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（A-②）」または「茨木市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届出書（B-②）」の提出が必要です。

施設等利用給付認定変更申請書（A-②）	施設等利用給付認定変更届出書（B-②）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の就労状況等に変更があったとき。 (退職、転職、勤務場所、勤務日数、勤務時間の増減等)</li> <li>・ 転出、退園、施設の利用を終了するとき。</li> <li>・ 妊娠されたとき。 (就労の方は産前休暇に入られる前に提出してください)</li> <li>・ 育児休業に入るとき。 (育児休業に入る前から認可外保育施設を利用している場合のみ対象となります)</li> <li>・ <b>施設等利用給付認定の申請後、保育所等に入所する等によって、認可外保育施設に入らないとき(※)。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所、家族構成等世帯の状況に変更があったとき。</li> </ul>

- ・ 新2号（3号）認定決定後、**保育の必要性の有無の確認のため、毎年現況調査を行います。**調査の結果、**保育の必要性が確認できなかった場合、原則として保育の必要性がなくなった日までさかのぼって新2号（3号）認定を取り消します。**また、**保育の必要性がない期間中に認可外施設等を利用して茨木市から施設等利用費の支給を受けた場合、さかのぼって返金いただくことがあります。**  
保育の必要性の有無が変更となった場合は、速やかに保育幼稚園事業課までご連絡をお願いします。

※複数の認可外保育施設の併願や、認可外保育施設と幼稚園や認定こども園の1号部分（教育部分）を併願し、どちらにも施設等利用給付認定の申請をされた場合は、どちらに入園されるか決定次第、保育幼稚園事業課へお手続きが必要です。お手続きがない場合、認定できない場合がございますので、ご注意ください。

## 無償化の上限について

施設等利用給付 認定の区分	<b>新2号</b> 「保育の必要性の認定」を受けた3歳児～5歳児の子ども	<b>新3号</b> 「保育の必要性の認定」を受けた0～2歳児の子どもかつ住民税非課税の世帯
無償化の上限	合計37,000円/月まで無償	合計42,000円/月まで無償

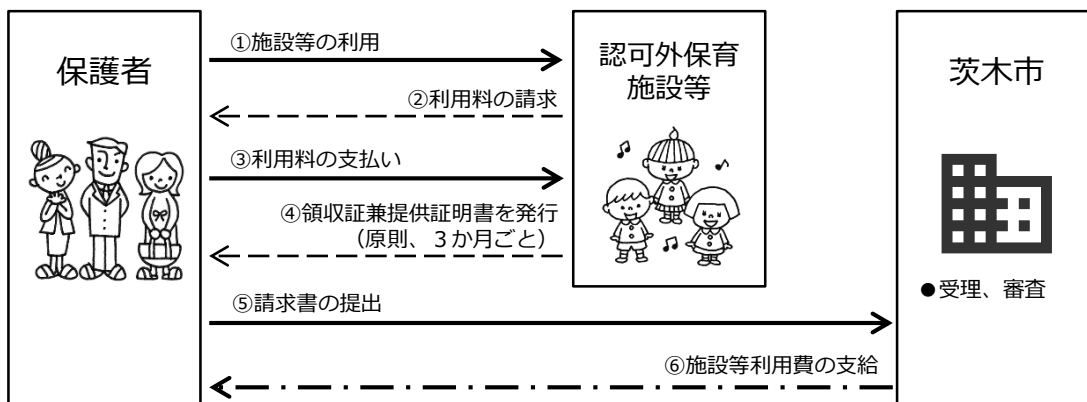
- ※ 実費徴収（給食費、教材費、行事費、バス送迎費等）は無償化の対象となりません。
- ※ 認可外保育施設等とは、認可外保育、一時預かり事業、病児保育事業、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センター事業を含みます。茨木市から無償化の対象として確認を受けた施設が対象です。複数のサービスを利用した場合も、上限の範囲で対象となります。
- ※ **無償化対象施設については、保育幼稚園総務課のホームページにて公開しています。**  
(随時更新予定)
- ※ **幼稚園等に在籍している（幼稚園等で保育料の無償化の対象となっている）方は、無償となる範囲が上記と異なります。**  
詳しくは4ページの「幼稚園等に在籍している方の無償化の範囲」をご覧ください。

(無償化の対象施設)



## 無償になる費用の請求方法について

認可外保育施設等利用料の無償化は、「**いったん保護者が施設に利用料を支払い、後から無償になる部分について市に請求し施設等利用費の支給を受ける**」方法（償還払い）です。



**利用施設等から受け取った「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の金額等を確認の上、請求書部分を記入・押印し、保育幼稚園事業課に提出してください。**

**原則、領収証等の再発行はできません。提出まで大切に保管してください。**

請求の時期は以下のとおりです。（原則、3か月ごとに請求してください）

**4～6月利用分：7月上旬、7～9月利用分：10月上旬**

**10～12月利用分：1月上旬、1～3月利用分：4月上旬**

利用施設の利用料支払い時期の都合等により、請求時期に間に合わない場合は、必要書類が揃い次第、提出してください。茨木市が審査を行い、**申請から2か月程度**で、指定の口座に振込みます。

※請求時期が過ぎた場合でも、請求書類を提出すれば、審査のうえ、ご指定の口座に振込することが可能です。

(利用した月の翌月1日から起算して2年を超えると施設等利用費の請求はできません)

## 幼稚園等に在籍している方の無償化の範囲

在籍園の預かり保育が十分な水準でない場合に（※）、無償化の対象となります。

預かり保育料と同様に、茨木市に施設等利用費の支給を請求してください。

（※）「預かり保育を実施していない」か、「①教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満または②年間の開園日数が200日未満のいずれか」にあてはまる場合が対象です。

在籍園が上記にあてはまるかどうかは、茨木市のホームページや在籍園で確認してください。

施設等利用給付認定の区分	新2号 「保育の必要性の認定」を受けた3歳児～5歳児の子ども	新3号 「保育の必要性の認定」を受けた0～2歳児の子どもかつ住民税非課税の世帯
無償化の上限	合計11,300円/月まで無償 ※在籍園の預かり保育料のうち無償になる分と合わせて	合計16,300円/月まで無償 ※在籍園の預かり保育料のうち無償になる分と合わせて

【利用例】新2号認定で、10月の預かり保育の利用日数が16日、預かり保育料が8,000円、認可外保育施設等の利用料が3,000円の場合

在籍園の預かり保育の無償化

※①～③を比較し、最も少ない額で決定

- ① 預かり保育料・・・8,000円
  - ② 450円×利用日数16日・・・7,200円
  - ③ 月額上限11,300円
- もっとも少ない額は、②の7,200円

月額上限11,300円から預かり保育料で無償になる7,200円を除いた額＝残り4,100円まで認可外保育施設等利用料が無償化されます。



認可外保育施設等の無償化

※①と②を比較し、決定

- ① 利用料・・・3,000円
  - ② 無償化上限残り・・・4,100円
- 少ない額は、①の3,000円

在籍園の預かり保育で無償になる分と合わせて、10,200円が戻ります。

在籍園の預かり保育の無償化分 7,200円  
認可外保育施設等の無償化分 3,000円  
→ 合計 10,200円

## 認可外保育施設等を利用した分の請求はどのようにすればよいですか？

認可外保育施設等の利用に関する施設等利用費の請求は、直接、保育幼稚園事業課に提出してください。

**利用施設等から受け取った「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の金額等を確認の上、請求書部分を記入・押印し、保育幼稚園事業課に提出してください。**

**原則、領収証等の再発行はできません。提出まで大切に保管してください。**



## 施設等利用給付認定の申請に必要な書類について

施設等利用給付認定の申請をするにあたり、必要な書類は次のとおりです。

**ご世帯が認定の対象となるかについては、1ページのフローチャート及び認定区分の表をご確認ください。**

認定区分	提出が必要な書類	必要書類の受取方法
新2号認定 (子ども・子育て支援 法30条の4第1項第2 号) 及び 新3号認定 (子ども・子育て支援 法30条の4第1項第3 号)	①茨木市施設等利用給付認定申請書(2・3号用) ②「保育の必要性」の認定に必要な書類 ※新3号認定については、住民税非課税世帯が対象のため、非課税であることが確認できない場合は、別途上記以外の書類の提出をお願いする場合がございます。	①②：幼稚園または 保育幼稚園事業課から 取得、または 市ホームページから ダウンロード

※「保育の必要性」の認定に必要な書類については、下記の「保育の必要性について」及び6ページをご覧ください。

(幼児教育・保育の無償化手続きについて)



## 保育の必要性について

事由	状況	認定期間
就労	月64時間以上労働することを常態としている場合	事由による必要な期間
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がない場合	産前6週(多胎出産の場合は14週)のかかる月初めから産後8週を経過する日の属する月の末日まで
疾病・障害	疾病もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している場合	事由による必要な期間
介護・看護	同居または別居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を月64時間以上介護または看護することを常態としている場合	事由による必要な期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	事由による必要な期間
就学	月64時間以上就学することを常態としている場合	事由による必要な期間
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	原則1か月間 年度内で最大90日間(※)

(※) 認定後、1か月が経過しても就労が決まらない場合は「求職活動報告書」を提出していただき、求職活動の事実が確認できた場合は、認定期間を年度内で最大90日間まで延長することが可能です。



## 保育の必要性の認定に必要な書類について

保護者それぞれの証明書類が1世帯に1部ずつ必要です。

保護者の状況	必要な書類	注意点
<b>外勤</b> ・雇用（三親等以内の親族に雇用されている場合を除く） ・自営業（法人） ・内定	別紙2 就労証明書	・有期雇用の場合は、「3 雇用(予定)期間等」に雇用期間の記載が必要です。 ・就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。 ・申請時に就労内定または産前産後休暇中・育児休業中の場合は、就労開始後2週間以内に「就労開始証明書」を保育幼稚園事業課へご提出ください。
<b>自営業</b>	①別紙2 就労証明書 ②確定申告書(写) ③源泉徴収票や直近3か月分の給与明細 ※専従者または三親等以内の親族に雇用されている者のみ	・②については、令和5年中に開業した場合は開業届(写)、開業2年目以降は直近の就労者自身の確定申告書(写)を提出してください。 ・③については、専従者としての氏名が記載された確定申告書(写)もしくは、開業届(写)、給与明細(直近3か月分)等を提出してください。 ・就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。 <b>※就労証明書のみでは認定できませんので、必ず該当する書類をご提出ください。</b>
<b>内職</b>	別紙3(おもて) 内職証明書	就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。
<b>妊娠・出産</b>	母子手帳(写)	・保護者の氏名の記載がある表紙と、分娩予定日の記載があるページの写しを提出してください。 ・申請書に、出産予定の有無及び出産(予定)日を必ず記入してください。
<b>疾病</b>	医師の診断書	・病名、治療期間、通院頻度等が分かるものが必要です。 ・就労をしている場合は、別紙2「就労証明書」を併せて提出してください。
<b>病人や要介護者を介護(看護)している</b>	①医師の診断書等 ②介護・看護等スケジュール	・①については、要介護者の状態や要介護状態が分かるものが必要です。 ・②については、1週間当たりの介護(看護)に要する時間や日数が分かる内容のものが必要です。
<b>兄弟姉妹通所(通学)の付添</b>	①介護・看護等スケジュール ②【兄弟姉妹が障害者手帳(身体・療育・精神)を有していない場合】通所受給者証	・①については、被看護者の氏名及び利用児童からみた続柄、1週間あたりの付添に必要な時間や日数が分かる内容のものが必要です。
<b>障害</b>	医師の診断書等	障害者手帳(身体・療育・精神)を有している場合は提出不要です。
<b>就学</b>	①在学証明書または学生証(写) ②時間割 ③就学期間が分かる資料	・令和6年4月から就学予定の場合は、現在の状況を証明する書類を提出し、左記の書類をいつご提出予定か記載してください。 ・研究室に所属している等で②が提出できない場合は、研究室長や担当教授等による証明書を提出してください。(別紙2就労証明書参考)。
<b>求職活動中</b>	別紙3(うら) 求職活動申立書	

※別途、上記以外の書類の提出をお願いする場合がございます。

【問合せ先】茨木市 こども育成部 保育幼稚園事業課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 072-620-1638 (直通)

(受付時間 月～金(祝日・年末年始除く) 8:45～17:15)